

全石商発 22 第 167 号

2022 年 12 月 21 日

都道府県石油組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会

副会長・専務理事 加藤 文彦

### 燃料油価格激変緩和対策事業の延長について

資源エネルギー庁は本日、2021年12月より実施している燃料油価格激変緩和対策事業（本事業）について、23年1月以降も継続していくことを公表しました（別添1、2参照）。また、継続するにあたり、制度の趣旨や補助金算出方法はこれまでと同様ですが、補助上限額につきましては一部内容の変更があります。

具体的には、現在の補助金上限額である35円が、23年1月より5月まで、毎月2円ずつ減少されることとなります。一方で、補助上限を超過した場合、超過額の2分の1を支援する制度は維持されます。

今般の変更により、補助上限額は1月・33円、2月・31円、3月・29円、4月・27円、5月・25円となります。1月は12日の卸価格改定への支給分から適用、以降は毎月最初の改定への支給分から適用されることとなります。

つきましては、本件内容についてご承知おきいただき、組合員より本件に関するお問い合わせがありましたら、ご説明下さるようお願いいたします。

本件について、質問がある場合は業務グループまでお問い合わせいただければ幸いです。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

#### 【添付資料】

- 別添1 燃料油激変緩和事業の見直し
- 別添2 資源エネルギー庁公表資料

以上

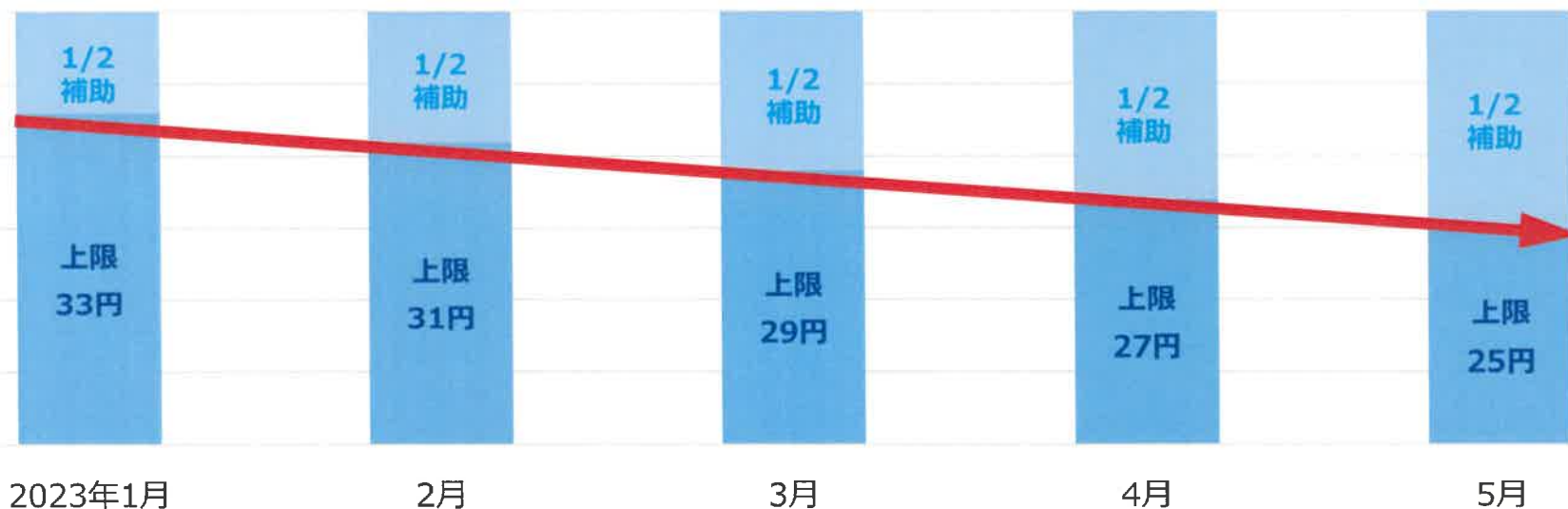
担当：業務グループ 高橋、中村、川浪、谷村

TEL：03-3593-5831

## 【別添1】燃料油激変緩和事業の見直し（2023年1月～5月）

- 10月28日に閣議決定された経済対策において、「来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施」の旨が記載された。
- 具体的な調整の方策として、2023年1月から補助上限額を毎月2円ずつ減少させていく。  
（1月分は1月12日改定分より適用）  
1月:33円、2月:31円、3月:29円、4月:27円、5月:25円と段階的に縮小させ、  
上限を超過した分は引き続き1/2支援を継続する。（超過分の上限は無し）
- ただし、直近の補助額は上限額を大きく下回っているため、すぐに卸価格の変動に大きく影響するものではない。

燃料油激変緩和価格 補助額の推移（1～5月）



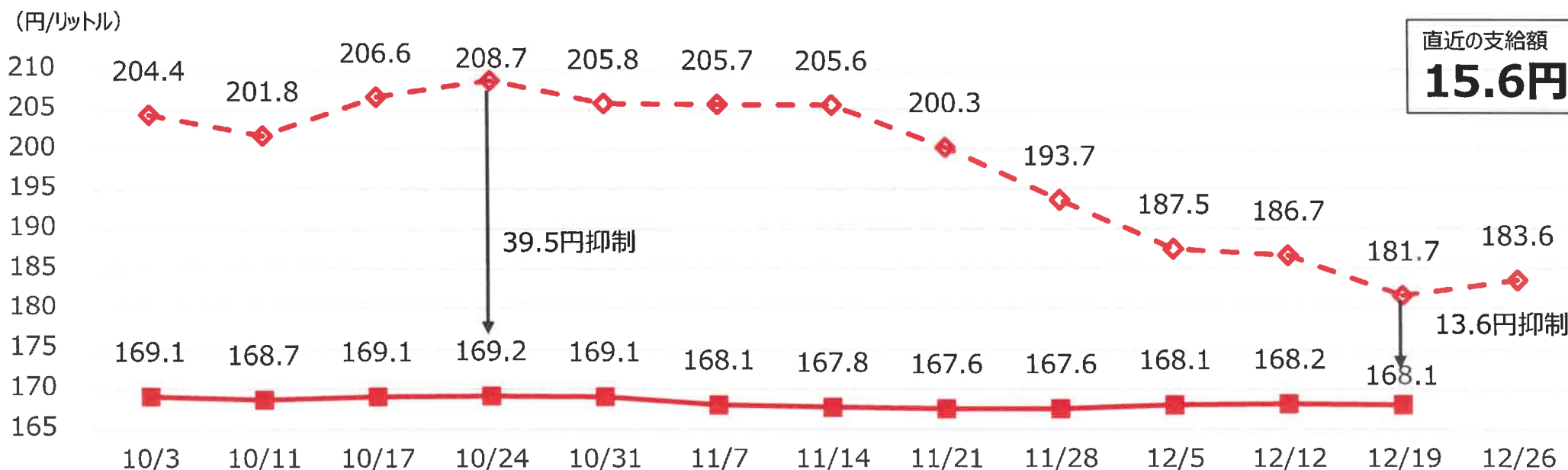
# 燃料油価格激変緩和事業について

令和4年12月  
資源エネルギー庁

# 燃料油価格の激変緩和事業の1月以降の取扱い

- 経済対策において、「来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施」と決定された。(10月28日閣議決定)
- この具体的な調整の方策として、毎月2円ずつ減少させていく。  
(1月33円、2月31円、…、5月25円とする。上限を超過した分への1/2支援は維持する)
- なお、直近は、原油価格の下落・円安の戻りにより、補助支給額が25円を大きく下回っている。  
この水準が継続すれば、ガソリン・軽油・灯油などの店頭価格には影響が出ない見通し。  
(今後の高騰リスクへの備えとしては、「25円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく」こととしている。)

## レギュラーガソリン・全国平均価格



## 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	1月27日～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日～9月末	～12月末	2023年1月～
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化
基準価格	170円 (4週ごとに 1円切り上げ)	172円	168円		
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料		
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費： 3,500億円		令和4年度予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円	令和4年度予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正 予算：3兆272億円